

11月は 児童虐待防止推進月間です

～「もしかして」あなたが救う 小さな手～

問合せ こども課育成支援係

児童相談所
全国共通ダイヤル

いち

1

はや

8

く

9

「虐待かも」と思ったらすぐに電話をください。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたのその行動が子どもを、そして保護者を救う“始めの一歩”です。



相談先

市家庭児童相談室
(夜間)

☎(41)8810

☎(41)3311

児童相談所全共通ダイヤル

189

※住まいの地域の児童相談所につながります。

児童虐待とは

【身体的虐待】

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

【性的虐待】

子どもへの性的行為、ポルノグラフィーの被写体にするなど

【ネグレクト】

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車のなかに放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

【心理的虐待】

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）など

虐待は保護者を責めても 解決になりません

多くの場合、保護者自身が後悔し、やめなければと思っています。専門機関への相談（通告）は、こうして悩み、苦しんでいる保護者が専門機関と出会い、援助を受けるきっかけにもなります。

虐待は隠されていることが ほとんどです

虐待している保護者はもちろん、虐待されている子どもも自ら助けを求めることはなかなかできません。表面化しにくい虐待をくい止めるためには、周囲の皆さんの“気づき”がとても大切です。

【あなたの周囲でこんなことはありませんか】

◆子どもの様子

- ・不自然に保護者に密着している
- ・保護者を怖がっている
- ・ひどく緊張している
- ・体重・身長が著しく年齢相応でない
- ・子どもと保護者の視線がほとんど合わない
- ・言動が乱暴である

◆保護者の様子

- ・子どもが受けた外傷の状況と保護者の説明のつじつまが合わない
- ・「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- ・子どもの養育に関して拒否的・無関心
- ・泣いてもあやさない
- ・絶え間なく子どもを叱る、ののしる
- ・家庭内が著しく不衛生である